

## 第5章

# 行動計画の推進に向けて



## 第5章 行動計画の推進に向けて

### 1 地域社会の役割

次世代法第6条では、「国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。」とされております。

子育ての第一義的な責任は父母やその他の保護者にありますが、地域の中で子どもを健やかに育むためには、住民の役割は非常に大きいものがあり、次代を担う子どもの育成は一家庭の問題ではなく地域全体の問題として、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。

本計画は、主に行政の果たす役割を中心に策定していますが、次代を担う子どもたちが心身共に健やかに育つための環境づくりは、家庭や行政だけの責任にとどめることなく、社会全体の課題としてとらえ、すべての子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められます。

本計画で掲げた施策をより実効性のあるものとするために、行政はもとより、家庭、地域社会、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

### 2 行動計画の推進体制

#### (1) 関係部局間の連携

次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るためには、全庁的な体制の下に、行動計画に基づく施策の実施を図ることが必要です。

本計画は、福祉部門のみならず、教育、保健、商工労働、都市整備、住宅環境、子どもの安全など多岐にわたる総合的な計画であることから、基本理念である「親子が心身共に健やかに成長できる子育て 親育ち 地域育ち」を目指すために、事業推進等に関する県の庁内組織として、前期計画に引き続き「沖縄県次世代育成支援対策連絡会議」を活用し、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

#### (2) 国との連携

次世代法第4条では、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」とされています。

また、次世代育成支援対策は、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組むことが必要であることから、沖縄労働局をはじめとする国の関係機関等と意見交換を行い、連携・協力して本県における次世代育成支援対策を推進していきます。

なお、平成22年に策定された国の「子ども・子育てビジョン」に位置づけられた施策についても、国と緊密な連携を図り、県の施策に迅速に反映させるように努め、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### (3) 市町村との連携

次世代法第10条第1項では、「都道府県は市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努める」こととされています。

次世代育成支援対策の多くの施策・事業が、住民に一番身近な市町村が実施することになるため、各市町村が次世代育成支援対策の重要性をしっかりと認識し、各市町村が地域のニーズを踏まえて策定した市町村行動計画が着実に実施されるよう市町村の取り組みについての支援を行います。

また、本計画に基づく施策や事業の推進にあたっては、市町村行動計画とその整合性が図られるよう情報交換を行い、密接な連携を図ります。

さらに、一つの市町村のみではサービスの提供が困難な事業については、広域的なサービスを提供する体制を整備するなど、近隣市町村での連携・協力のあり方についても検討し、実施していきます。

#### (4) 一般事業主との連携

次世代法第 5 条では、「事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。」とされています。

このため、本計画の次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、事業主に対して本計画の内容についての周知を図るとともに、必要に応じて事業所との情報交換・意見交換を行い、連携の強化を図ってまいります。

なお、平成 23 年度からは、従業員が 101 人以上の事業所については、その事業所が実施する次世代育成支援対策に関する計画である一般事業主行動計画の策定及び国への届出が義務化されるとともに、計画の公表並びに従業員への周知もあわせて義務化されます。

これに伴い、本県の区域内に事業所を有する企業について、適切な一般事業主行動計画の策定や、計画に基づく措置の実施に努めるため、次世代育成支援対策推進センター※による相談、その他の援助が活用できるよう国と連携して制度の周知に努めます。

また、従業員が 100 人以下の事業所については、計画の策定や届出に関して努力義務となっておりますが、これら事業所に対しても一般事業主行動計画を策定していくよう働きかけていきます。

※ 沖縄県においては、社団法人沖縄県経営者協会並びに沖縄県中小企業団体中央会が実施

#### (5) 地域の事業主や民間団体との協働

次世代育成支援対策は、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

このため、本県においては、地域の企業や子育て支援を行う団体等と積極的に情報交換などを行い、本計画における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう努めてまいります。

### 3 行動計画の実施状況の点検・評価

本計画は、次世代法の趣旨を踏まえ、計画の進捗状況が容易に把握できるように、個別の施策について、可能な限り目標数値を定めておりますので、計画の実施にあたっては、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の PDCA サイクルを導入し、各年度の取り組みについて点検・評価を実施します。このうち、目標に達していない施策については、必要な改善策を実行に移したうえで、目標達成に努めていきます。

なお、点検・評価にあたっては、前期計画に引き続き、庁内組織である「沖縄県次世代育成支援対策連絡会議」並びに県民の代表や学識経験者からなる「沖縄県次世代育成支援対策推進協議会」を活用し、個別事業の進捗状況に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況についても点検・評価を行います。

### 4 行動計画の実施状況についての公表

次世代法第 9 条第 6 項では、「都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画に基づく実施状況及び評価について、毎年 1 回、沖縄県ホームページへの掲載などを通じて、県民に対して公表することとします。

## 5 計画策定後の見直し等について

本計画策定後、社会経済情勢や福祉・教育等を取り巻く状況の変化により、新たなニーズの発生など、計画の見直しが必要となった場合には、沖縄県次世代育成支援対策推進協議会をはじめとする県民から意見を聴取し、計画の見直しに反映させるなど、柔軟に対応していくこととします。

